

# 中小企業 と 農林漁業者 で

新商品・新サービス開発 に チャレンジ！

## 農商工連携ファンド

募集中です！

令和4年度わかやま農商工連携ファンド事業

令和3年 **11**月**22**日（月）～令和4年 **1**月**24**日（月）

県内中小企業者等と県内で生産活動を行う農林漁業者が連携して取り組む、新商品・新サービス及び新たな販売方法の開発を支援します。

助成上限

**300** 万円

例えば・・・

- ★廃棄フルーツを活用した新たな幼児向け食品の開発
- ★鮮度保持技術を活用した果実の新しい販売方法の確立

詳細・申請書  
ダウンロード  
はこちら



FAX : 073-432-3314 E-mail : shinsan@yarukiouendan.jp

＼まずはお問合せください／



随時  
連絡します！

(公財)わかやま産業振興財団 産業支援班 山田・九鬼 TEL : 073-432-3227

貴社名	ご担当者名	ご連絡先	内容
			<input type="checkbox"/> 申請を予定している
			<input type="checkbox"/> 興味があるので、話を聞きたい

# 令和4年度わかやま農商工連携ファンド事業

## 01 / 助成対象事業

県内に事業所を有する中小企業者等と、県内で生産活動を行う農林漁業者が連携して行う新商品・新サービスの開発事業、新たな生産方法や新たな販売方法の開発事業

## 02 / 助成対象者

県内に事業所を有する**中小企業者等**と県内で生産活動を行う**農林漁業者の連携体**。

(1) 中小企業者等

- ①**中小企業者**（農林漁業者を除く） 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項
- ②**NPO法人** 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項
- ③**上記の資格を有する者によるグループ**（農林漁業者を除く）

(2) 農林漁業者

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第2項  
農業、林業、漁業を営む個人、法人、また、農協、農事組合法人、森林組合、漁業組合等

## 03 / 助成額・助成率

50万円以上**300万円以内** / 助成対象経費の**3分の2以内**

## 04 / 助成対象経費

- ①委員、講師、調査研究員等の外部専門家に対する謝金及び旅費
- ②会場借上料、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、集計・分析費、広告宣伝費、消耗品費、  
調査・開発研究費（原材料費・外注加工費）、機械装置・工具器具費（研究開発に係るもののみ）等の事務経費
- ③委託費

## 05 / 申請書類

- ①**事業計画書一式**（事業計画書／中期収支計画／収支予算書）
- ②**助成対象経費の見積書等の写し**（※1件あたり50万円以上（税抜）のもの）
- ③**添付書類一式**（和歌山県税の納税証明書／定款・寄付行為／直近2年間の法人税又は所得税の申告書／  
全部事項証明書／直近2年間の財務諸表）

## 06 / 審査等



審査委員会での審査結果（選定基準：①実現性、②経営体制・連携体の連携度、③新規性・革新性、  
④市場性・優位性、⑤地域への貢献度）

をもとに、和歌山県知事の承認を受け、助成金の交付の可否及び助成額を決定します。

## 07 / 助成対象期間

交付決定日（令和4年4月上旬予定）～令和5年2月末日

※ただし、2か年度を要する事業については、審査委員会の承認を得た場合、令和6年2月末日まで

※応募に関することは**財団HP**（<https://yarukiouendan.or.jp/news/fund2022/>）を確認してください。  
※本事業は、令和4年度予算の成立が前提となります。

過去の採択事例  
はこちら



## お問い合わせ先

公益財団法人わかやま産業振興財団 経営支援部 産業支援班 担当：山田、九鬼

TEL：073-432-3227 E-mail：shinsan@yarukiouendan.jp URL：https://yarukiouendan.or.jp/